



とよたの山村を次の世代に

令和4年(2022年)1月施行

山村条例

豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例



新鮮な農産物
おいしい米や野菜



いやされる森林環境



伝統的な祭りや文化

山村とつながる暮らし、山村の魅力や価値を
豊田市ではみんなで大切に育み
次の世代につないでいきます



農ある暮らし



豊かな自然の中での子育て



山村条例って
どのような
条例??



問合せ先 〒471-8501 豊田市西町3-60
豊田市 企画政策部 企画課
TEL 0565-34-6602 FAX 0565-34-2192
Mail kikaku@city.toyota.aichi.jp



山村条例について
詳しくはこちらから

